

規制シート(様式)

190199900810001

平成28年12月21日

規制の名称	登録住宅性能評価機関等に係る制度	所管府省	国土交通省
根拠法令等	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	住宅局住宅生産課長 真鍋純
規制目的	住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度を設け、住宅に係る紛争の処理体制を整備することにより、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること		
規制内容の概要	<p>以下の機関について、登録基準、業務内容、監督規定等を定めるもの</p> <p>【登録住宅性能評価機関】 国土交通大臣の登録を受けて、住宅が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従って評価等を行う機関</p> <p>【登録講習機関】 国土交通大臣の登録を受けて、住宅性能評価に関する法律及び実務に関する科目について講習を行う機関</p> <p>【登録住宅型式性能認定等機関】 国土交通大臣の登録を受けて、申請により、住宅の型式について評価し、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有する旨を認定する機関</p> <p>【登録試験機関】 国土交通大臣の登録を受けて、特別評価方法認定(特別の建築材料若しくは構造方法に応じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて住宅の性能を評価する方法を認定すること)のための審査に必要な試験を行う機関</p> <p>【指定住宅紛争処理機関】 国土交通大臣の指定を受けて、建設性能評価を行った住宅の売買契約等に関する紛争について、当事者の申請により、紛争のあっせん、調停及び仲裁を行う機関</p> <p>【住宅紛争処理支援センター】 国土交通大臣の指定を受けて、指定住宅紛争処理機関が行う紛争処理の業務の支援等を行う機関</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	住宅性能評価機関、住宅型式性能認定等機関、試験機関について指定制から登録制へ変更(平成16年改正)	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理由</p>	<p>住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るためには、各機関が法律上求められる業務を適正かつ確実に実施できるものであることが求められる。このような観点から各機関に係る登録(指定)要件、業務内容、監督規定等は引き続き維持することが適当と考えられる。</p>	<p>規制の維持、改革 又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する場合 の改革の方向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成33年度</p>		